



いちご米沢板谷風力発電プロジェクト向けファイナンスに対する新生グリーンローン評価

新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2022年2月25日

■ 評価対象案件概要

案件名	いちご米沢板谷 ECO 発電所建設費用に係るリファイナンス
分類	証書貸付
金額	3,000 百万円
実行予定日	2022年2月25日
最終期日	2039年1月末日
資金使途	風力発電所の建設資金等を資金使途とする貸付に係るリファイナンス資金

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっている国際資本市場協会（International Capital Market Association）の「グリーンボンド原則」、ローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」等が定める4つの要素との整合性を意識した評価を行う。

なお、株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」）では、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」）を策定し、本フレームワークが、グリーンボンド原則等と整合的であること、及び新生銀行における本フレームワークの実施体制が堅固であることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

■ 評価結果概要

評価対象案件は、明確な環境改善効果が認められることを含め、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」上で定められた要件を満たしており、新生グリーンファイナンス・フレームワークに準拠していると評価した。また、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性も認められると考える。項目別の評価結果概要は以下の通り。

項目 (Part)	評価結果	評価概要
I: グリーン性評価	適合	資金の全額が風力発電所の建設資金等を使途とするグリーンローンのリファイナンスに充当される。従来型電源に比べ GHG 排出量の観点で明確な環境改善効果が認められ、対象プロジェクト



		トが潜在的に有する重大な環境・社会リスクが適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないと評価した
II：サステナビリティ戦略・社会課題への取組み	適合	本件を手掛けるいちごグループは、組織としても「サステナブルインフラ企業」として、サステナブルな社会を実現することを掲げており、対象プロジェクトが組織目標と整合的であること、またそのための組織体制が構築されていると評価した
III：資金管理	適合	専用口座での管理等により、調達された資金が確実に対象のグリーンプロジェクト建設資金等のリファイナンスに充当される体制となっていると評価した
IV：レポートニング	適合	資金の充当状況や環境改善効果にかかる融資後のレポートニング内容について、いずれも適切であると評価した



■ 「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める項目別の評価（Part I～IV）

Part I：グリーン性評価（LMA グリーンローン原則（以下、「原則」）：調達資金の使途）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、および②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

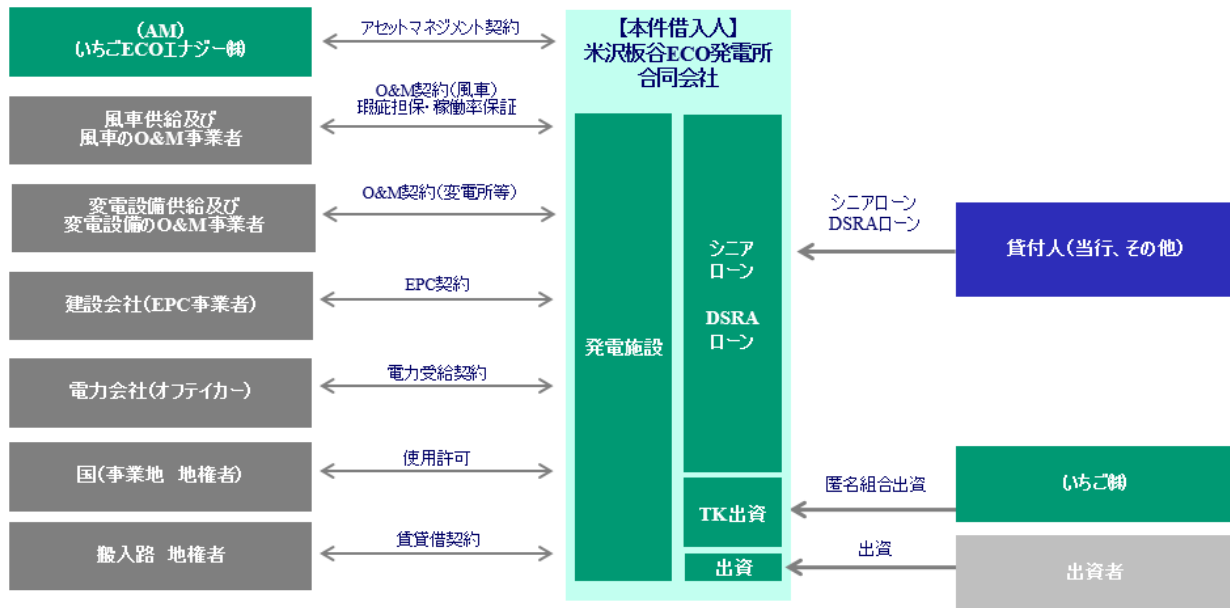
評価対象のファイナンスは、いちご ECO エナジー株式会社（以下、「いちご ECO エナジー」）が手掛ける稼働済みの陸上風力発電所電所（以下、「本発電所」）向けのプロジェクトファイナンス（以下、「本ローン」）である。いちご ECO エナジーは当初、自身が借入人となり本発電所の建設資金等を調達していたが、プロジェクトファイナンスでのリファイナンスを行う。そのため、本ローンで調達する資金の全額はリファイナンスに充当されることとなる。なお、新生銀行はリファイナンス前のローン（以下、「既存ローン」）についても、新生グリーンファイナンス・フレームワークに適合する「新生グリーンローン」として実行している。

プロジェクトの概要は以下の通り。

プロジェクト名称	いちご米沢板谷 ECO 発電所プロジェクト
借入人	いちご米沢板谷 ECO 発電所合同会社
事業区分	再生可能エネルギー（陸上風力発電）
事業規模	発電容量 7.39MW（定格出力 1.848MW×4 基）
完工引渡日	2021 年 3 月 1 日
所在地	山形県米沢市



<本プロジェクトストラクチャー概要>



2. プロジェクトのグリーン性評価

新生銀行は、新生グリーンファイナンス・フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの適格クライテリアを定めている。適格性の判断に際しては、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、環境省ガイドラインとの整合性を取ることにし、プロジェクトには明確な環境改善効果が認められることを前提としている。

a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

本借入金の資金使途は、いちご ECO エナジーが手掛ける完工済の陸上風力発電所の建設資金等を使途とするローンのリファイナンス資金である。新生グリーンファイナンス・フレームワークでは、風力発電事業を適格プロジェクトの分類①（再生可能エネルギー）の事業例の一つとして示している。

いちご ECO エナジーによれば、本プロジェクト（20年間）の年間平均発電量として 25,550MWh を見込み、これに基づき環境改善効果として年あたり 1.3 万トン程度の CO2 排出削減効果を見込んでいる。環境改善効果の前提となる発電量の予測は、いちご ECO エナジーの委託により第三者技術コンサルタントが実施しており、客観性が担保されている。

	本プロジェクト	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	CO2 排出削減効果 (kg-CO2/年)	再生可能エネルギーによる発電電力量や CO2 排出量の削減量を用いるのが一般的
年間発電量見込み	25,550MWh/年	第三者機関による予測値 (P75、初年度)
CO2 削減効果*	13,362 t-CO ₂ /年	予測年間発電量 (MWh) × 調整後排出係数*

*調整後排出係数は、環境省・経済産業省公表の電気事業者別排出係数 -平成 30 年度実績 - における東北電力の数値を用いた (0.000523 t-CO₂/kWh)



なお、本発電所は2021年3月に完工を迎え稼働を開始しているが、2021年3月から12月まで（10ヵ月間）の発電量実績は、夏場の風量の落ち込みにより事業計画上の予測値をやや下回っている。第三者技術コンサルタントによれば、全国的な風況悪化や台風の影響が少なかったことが発電量予測との乖離要因と考えられることが指摘されている。発電量実績は年間累計かつある程度の期間を平均して予実対比評価されるべきこと等を勘案し、既存ローンについて新生グリーンファイナンス評価を実施した際と同じ予測値を用いている。

◆ 課題に対する国や地域の方針との整合性

日本政府は、脱炭素社会の達成のために再生可能エネルギーの最大限の導入を推進することを掲げている。主な戦略、計画、指針は以下の通りである。

再生可能エネルギー導入に係る国の計画・指針・戦略等

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 2019年6月（閣議決定）¹

- 最終到達点として「脱炭素社会」を掲げており、再生可能エネルギーについて「長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを引き続き積極的に推進していく」としている。

SDGs 実施指針改定版 2019年12月（SDGs推進本部幹事会決定）²

- 「省・再生可能エネルギー」が優先課題の一つとして明記されている。

第6次エネルギー基本計画 2021年10月（閣議決定）³

- 再生可能エネルギーについて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、電化の促進、電源の脱炭素化が鍵となる中で、「S+3Eを大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」としている。具体的な取り組みの中では「適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生」が言及されている。
- 2030年度ミックス（野心的な見通し）において、再生可能エネルギーの電源構成比率見通しは第5次エネルギー基本計画時の22-24%から36-38%（現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高みを目指す）に引き上がった。

風力発電についてみると、2012年7月に固定価格買取制度が創設されて以降、国内の再生可能エネルギーは太陽光発電を中心に拡大し、風力発電は適した立地が限られていることや事業化まで長い期間を要することなどを背景に伸びは比較的緩やかであった。しかし、洋上風力発電所建設において、環境アセスメントの一部項目の環境省による代行を通じた事業者負担の軽減、及び、運転開始時期の短縮化に向

¹ 環境省、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定について、
<https://www.env.go.jp/press/106869.html>（アクセス日：2022年1月31日）

² SDGs推進本部、SDGs実施指針改定版、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf（アクセス日：2022年1月31日）

³ 経済産業省、第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>（アクセス日：2022年1月31日）

けた動きがあること⁴や、電源多様化の必要性があること、洋上風力にかかる海域利用のルール整備や導入促進策などを受け、今後の拡大が期待されている。

また 2021 年 6 月に経済産業省及び関係省庁が策定した「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」⁵における、産業政策・エネルギー政策の両面から成長が期待される 14 の重要分野の 1 つとして次世代再生可能エネルギーがあげられており、ここに洋上風力が含まれている。導入目標として、2030 年に 1,000 万 kW、2040 年までに 3,000 万 kW から 4,500 万 kW が示されており、足元では 2022 年度中に系統・整備のマスタープランの完成が目指されているほか、洋上風力の事業規模は数千億円、部品数は数万点と裾野の広い産業でありアジアの展開も見込まれることから、官民一体での推進を図るべく「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を発足し⁶、「洋上風力産業ビジョン（第 1 次）」⁷や、「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」⁸が指針として示されている。

さらに 2021 年 10 月に策定された「第 6 次エネルギー基本計画」では、風力発電について「風車の大型化、洋上風力発電の拡大等により、国際的に価格低下が進んでいることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源」と位置づけられており、今後の導入拡大が期待されている。陸上風力については、「北海道、東北、九州を始めとする風力発電の適地を最大限効率的に活用するため、農林地と調和・共生のとれた活用を目指しつつ、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、規制・制度の合理化に向けた取組を引き続き進める。」とされている。また、2030 年度ミックス（野心的な見通し）では、第 5 次エネルギー基本計画における風力発電の電源構成 1.7%（なお、2019 年の風力発電の電源構成の実績は 0.7%となる）から 5%に引き上げられている。

また、本発電所が所在する山形県においても、県自ら県営風力発電事業を計画するなど、風力発電を中心とした再生可能エネルギーの拡大に注力している。主要な戦略は以下の通りである。

⁴ 環境省、洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業

https://www.env.go.jp/guide/budget/r04/r04juten-sesakushu/1-1_16.pdf（アクセス日：2022 年 2 月 7 日）

⁵ 経済産業省、2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html（アクセス日：2022 年 1 月 31 日）

⁶ 経済産業省、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会、

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/index.html（アクセス日：2022 年 1 月 31 日）

⁷ 経済産業省、第 2 回 洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会、

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/002.html（アクセス日：2022 年 1 月 31 日）

⁸ 経済産業省、第 3 回 洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会作業部会、

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/sagyo_bukai/003.html（アクセス日：2022 年 1 月 31 日）


山形県
山形県エネルギー戦略 2012年3月策定⁹

- ・ 本戦略は2012年に策定された、山形県のエネルギー政策の方向を示す基本構想であり、エネルギー政策における2031年までの山形県の目指すべき姿やエネルギー資源の開発目標を定めている。
- ・ 本戦略内の「20年後（2031年）までに目指す本県の姿」の中で、「自然環境との調和を図りつつ、多様な再生可能エネルギーが豊かに賦存する本県のポテンシャルを最大限に活かしながら、再生可能エネルギー資源を利用した新たな電源の開発を積極的に進める」ことがあげられている。
- ・ また「全国に先駆けて風力発電に取り組んできた進取の気風や、幅広いものづくりの技術基盤を有する本県の優位性を活かし、ものづくり産業や農業を始めとする各産業分野との連携による技術開発に先行して取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を通じた県内産業の新興と、エネルギーの地域需要の創出などを通じた地域活性化につなげていく」こともあげられている。

山形県エネルギー戦略 後期エネルギー政策推進プログラム 2021年3月策定¹⁰

- ・ 本プログラムは、これまでの戦略の取組みの成果と情勢変化を踏まえ、戦略に示した「目指すべき本県の姿」と再生可能エネルギーの導入目標の実現に向け、基本構想期間の後期10年間（令和13年3月末まで）の具体的政策の方向性を定めたものである。
- ・ 「大規模事業の県内展開促進」において、「戦略の目標達成のみならず、地産地消、地球温暖化対策を進めていくうえでも、風力発電の導入拡大は不可欠であることから、国による系統制約改善に向けた政策を注視するとともに、地元の合意形成を十分に図りながら、引き続き、進めていく必要がある。」と記載されている。
- ・ 「地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大と利用の促進」の中で、「地球温暖化防止のため、『ゼロカーボンやまがた2050』の実現に向けて、再エネの導入拡大・利用促進により、CO₂排出量削減に寄与する。」と記載されている。

米沢市
第3期米沢市環境基本計画 2016年2月策定¹¹

- ・ 「基本施策1-1 再生可能エネルギー導入の推進」で、「再生可能エネルギー導入について、本市のエネルギー施策の基本方針である米沢市地域新エネルギービジョンとの整合性を図りながら、エネルギーの地産地消とグリーンイノベーションを目指し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの調査・研究や導入を推進します。」と記載されている。

⁹ 山形県, 山形県エネルギー戦略,

<https://www.pref.yamagata.jp/050016/kurashi/kankyo/energy/yamagataprefenergyplan2.html> (アクセス日: 2022年1月31日)

¹⁰ 山形県, 山形県エネルギー戦略 後期エネルギー政策推進プログラム

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8230/r3pg.pdf> (アクセス日: 2022年2月10日)

¹¹ 米沢市, 第3期米沢市環境基本計画,




<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/secure/3709/gaiyou.pdf> (アクセス日: 2022年2月10日)

米沢市ゼロカーボンシティ宣言 2021年10月策定¹²

- ・ 宣言の中で、「・・・と創造の精神で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、実現に向けて取組を進めることをここに宣言します。」と記載されている。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

新生銀行は、本プロジェクトが、SDGsの17の目標とそれらに紐づく169のターゲットのうち、主に以下の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なおSDGsの目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

ゴール	ターゲット
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
9. 産業と技術革新の基盤 をつくろう 	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
13. 気候変動に具体的な 対策を 	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

【aの結論】

以上より、本プロジェクトには明確な環境改善効果が見込まれ、課題に対する国や地域との方針とも整合していること、またその評価方法も妥当であることを確認した。

¹² 米沢市, 米沢市ゼロカーボンシティ宣言,

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/secure/9592/%E7%B1%B3%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%82%BC%E3%83%AD%E3%82%AB%E3%83%BC%E3%83%9C%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%86%E3%82%A3%E5%AE%A3%E8%A8%80%E6%96%87.pdf> (アクセス日: 2022年2月10日)



b. プロジェクトがもたらす環境的・社会的リスク

環境省から公表されている「インパクトファイナンスの基本的な考え方」（2020年7月15日）では、環境的に大きなポジティブインパクトの発現が見込まれる場合でも、付随して発現し得る重大なネガティブインパクトが相殺されるものではなく、少なくとも重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理していく必要があるとされる。

新生グリーンファイナンス・フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。

(i) プロジェクトがもたらす環境的・社会的リスク

経済産業省の定める「発電所に係る環境影響評価の手引」（2020年11月）¹³等を参考にした上で、風力発電事業に伴い想定される環境的・社会的なネガティブインパクトとしては、一般的に以下があげられる。なお本件は完工済みであるため、本ローン期間においては建設に伴うリスクは発生しない。

- ・ 稼働時の騒音・低周波音、風車の影による悪影響
- ・ 生態系への悪影響（バードストライクなど）
- ・ 周辺水質への悪影響
- ・ 土砂崩れ等自然災害に伴う被害のリスク
- ・ 景観への悪影響
- ・ 振動による悪影響

本ローンは完工済みのプロジェクトに対するリファイナンスであることから、赤道原則の対象外となるが、評価室は赤道原則のフレームワークに基づき、適宜公開情報等も参照の上、IFC パフォーマンススタンダード等の遵守状況について評価を実施済みである。また、本プロジェクトの対象発電機は環境影響評価法及び自治体の環境影響評価に係る条例の対象外であるものの、第三者機関に委託し、自主的な環境影響評価が実施されている。なお評価室は2021年11月の実査において、本プロジェクト建設時において環境汚染や住民による反対運動等は発生しておらず、建設工事の過程で発生した小規模な森林伐採についても当局と相談の上、植林等による適切な対応がされることを確認している。

(ii) ネガティブな影響にかかるリスク緩和策・マネジメントプロセス

本プロジェクトにおいて見込まれる主要な潜在的な環境・社会的ネガティブインパクトの内容とそれに対する借入人の対応は以下の通りである。

¹³ 経済産業省、発電所に係る環境影響評価の手引き、

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/tebiki.html（アクセス日：2022年1月31日）



IFC パフォーマンス スタンダード項目	本プロジェクトで見込まれる主な環境・社会ネガティブインパクトとその対応策 の概要
地域社会の安全・保安	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建設に先立ち、第三者に委託し「ハザード情報調査」「ボーリング調査」を実施した結果、地すべりや土石流等の懸念が極めて限定的であるとの見解を得ている。 ✓ 事業地の近隣住民に対しては、事業の計画段階から複数回の住民説明会を行っており、提出を受けた住民説明会議事録等によれば住民の懸念にも丁寧に対応している。反対運動等も確認されていない。 ✓ 地元の自治会長とは風車の見回り等で普段からコミュニケーションをとっており、地元住民との意思疎通に問題はない。また発電所の半径 3km 以内に居住する住民はいない旨、実査でのヒアリングにて確認している。 ✓ 発電機につながる変電施設は一般的なものであり、電波障害が起こる可能性は高くない旨、実査におけるヒアリングにて確認している。
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 建設に先立つ自主的な環境影響評価において、「動物（猛禽類、両生類を含む）」「植物」への影響を特定し環境保全措置を講じている。 ✓ 目視の範囲内でバードストライクは起こっていないことを、借入人も同行した当行の実査にて確認した。 ✓ 本プロジェクトの対象地は国有保安林内にあり、国の保安林使用許可は取得済みであり、県の保安林内作業許可は申請中（2021 年 11 月時点）である。後者に関連して、ヤード周辺に植林予定である。
文化遺産	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画段階で周辺の文化財等の有無を確認。埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されたことから、発電設備設置検討の対象外として除外している。

<いちご ECO エナジーの方針>

いちご ECO エナジーは、風力発電プロジェクトの建設・運営に際しては、各種法令・条例の遵守を徹底するとともに、日本風力発電協会が発行している「小規模風力発電事業者のための環境アセスメントガイドブック」（平成 27 年 5 月）を遵守する方針としている。また、発電所のような長期にわたる事業を持続的に運営していくためには、事業者として地域においてきちんと役割を果たさなければならないという信念のもと、地域コミュニティとの共生を重視しており、「地域社会で理解を得られない事業はやらない」、また「地域社会とのコミュニケーションは直接行う」ことを方針としている。

<いちご ECO エナジーのリスクマネジメント体制>

いちご ECO エナジーにおける本プロジェクトのプロジェクト責任者は取締役兼開発企画部長であり、大規模プロジェクトの開発・設計における環境・社会リスクについても相応の知見を有しているとのことである。プロジェクトの環境・社会リスクマネジメントも含めプロジェクト責任者とし、プロジェクトの進捗状況やトラブルについては適時に代表取締役社長にレポートされている。

またいちごグループにおいては、グループ全体でのリスクマネジメントを目的として、「リスク管理規程」に基づき四半期ごとに各部門が抱えるリスク項目の精査と統制状況の評価を実施し、監査委員会お

よび取締役会に報告がなされる体制を構築している。リスクが顕在化した場合には、「リスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理管掌役員と親会社であるいちご株式会社のコーポレート本部長が連携し、内容検証、再発防止の実施状況をリスク評価とあわせ報告することとしている。

【b の結論】

本プロジェクトの運営に際しては、法令・条例等の遵守にとどまらず、地域社会との積極的なコミュニケーションが図られることとなっている。またプロジェクトに係るリスク項目については、適切なリスク緩和策の措置が講じられているとともに、リスクマネジメント体制が構築されていると評価する。

■ Part I の結論

本ローンは、その全額が風力発電所の建設資金のリファイナンスに充当される。風力発電はライフサイクルでも、従来型電源に比べ CO2 排出量の削減という観点で明確な環境改善効果が認められると評価した。本発電所からの発電電力量の予測は豊富な知見を持つ第三者機関が行っていること、CO2 削減効果の試算においては公表されている排出係数を用いていることから、評価方法も妥当であると考える。

プロジェクトがもたらす環境的・社会的リスクについては、新生銀行は赤道原則のフレームワークに基づき、IFC パフォーマンススタンダード等の遵守状況について確認を実施した。その結果、いちご米沢板谷 ECO 発電所合同会社が本プロジェクトを運営するにあたっては、法令・条例等の遵守にとどまらず、地域との共生を重視した自主的な環境影響評価の実施や住民との確りとした対話などにより、積極的に潜在的なリスクを特定し、特定されたリスクに対し適切なリスク緩和策の措置が講じられていると評価した。

結論として、①明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、および②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。



Part II：戦略との整合性及び選定プロセス等の妥当性（原則：プロジェクトの選定プロセス）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」のもとでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めることとしている。

いちご ECO エナジーが所属するいちごグループは、いちご株式会社を事業持株会社とする独立系の総合不動産会社である。事業セグメントは、①アセットマネジメントおよび心築事業（既存不動産を取得し保有期間中の賃料収入を享受しつつ資産価値向上後に売却）、②クリーンエネルギー事業から構成される。いちご ECO エナジーは 2012 年 11 月に、クリーンエネルギー事業を推進するためのエンティティとして設立された。太陽光発電所を主軸として、これまで計 59 発電所（約 187.8MW）のクリーンエネルギー発電所を完工させており、少なくとも 5 箇所の発電所を新たに開発予定である（2022 年 1 月 31 日時点）。

いちごグループは、従来サステナビリティを重視しており、中核事業である不動産事業では、「心築」事業として、グループの不動産技術やノウハウを活用することで現存不動産の資産価値を向上することで、現存不動産を有効活用し、省資源かつサステナブルに寄与することを目指している。

2019 年 4 月には長期 VISION「いちご 2030」を公表し、サステナブルな社会を実現するための「サステナブルインフラ企業」として、将来を見据えた戦略的な事業展開を行うことを掲げた。この中でサステナブルな社会を実現するため、「不動産」と「クリーンエネルギー」の事業領域においてさらなる進展を図るとしている。

また、いちごグループは企業倫理綱領において、「地球環境の保全に真剣に取り組む、主体的に環境負荷の低減や環境貢献活動に参加します。」と規定し、「サステナビリティ経営」の実現を重要な経営課題と位置付けている。2017 年には「いちごサステナビリティ方針」を制定し、環境との調和や、環境に関わる法規制やその他の環境に関わる要求事項の順守といった方針を掲げている。

いちご ECO エナジーにおけるグリーンプロジェクトの選定・投資決定プロセスは以下の通り。

- 1) 営業本部エナジーソリューション部もしくは開発企画部と運用管理部が共同で、グリーン適格クライテリアを策定する。
- 2) 運用管理部が、グリーン適格クライテリアに基づいてプロジェクトの候補リストを作成する。
- 3) 営業本部エナジーソリューション部もしくは開発企画部が国の環境関連法令対応への遵守状況を確認するとともに、地方自治体の窓口と調整を行い、行政の指導のもと各種許認可等を取得する。同時に環境・社会へのネガティブな影響を確認し、必要に応じて環境保全措置をはじめ必要な措置を講じる。
- 4) 取締役会において、プロジェクトの選定についての最終的な意思決定を行う。

■ Part II の結論

本プロジェクトのスポンサーであるいちごグループは社会的意義のある事業活動を通じてサステナブルな社会に貢献することを組織目標として掲げており、クリーンエネルギーの事業領域においても更なる進展を図るとしている。本プロジェクトはクリーンエネルギー事業の具体的な案件として進めるものであり、いちごグループの全社的な経営方針や長期戦略とも整合していると評価した。

Part III：資金管理（原則：資金管理）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

本ローンによる借入金は、全額が対象風力発電所プロジェクトの建設資金のリファイナンスに充当される予定である。

実行金は新生銀行に借入人名義で開設される本プロジェクトの専用口座の一つである収入口座に入金されるため、本プロジェクト以外の資金とコミングルする懸念はない。

本ローンはリファイナンスであることから、借入人は既存ローンの一括返済に必要な金額を借り入れることとなるため、未充当資金は原則として発生しない。既存ローンは本ローン実行日と同日に期日前弁済が予定されており、本ローンによる借入金は速やかに既存ローンの返済に充当される予定である。なおシステムトラブル等を理由として、借入の実行と既存ローンの返済日の不一致により一時的に未充当残高が生じた場合には、普通預金として管理される。

貸付人は、既存ローンの契約書やプロジェクトコストの内訳を確認のうえ資金実行を行うほか、当該口座からの送金実績を確認することで、実行金が確実に予定の返済に充当されたことを確認することである。

また、金銭消費貸借契約書上で、資金用途を限定することが明記されていることを確認した。

■ Part IIIの結論

本借入金は、対象プロジェクト専用口座での管理を通して、確実に対象のグリーンプロジェクト建設費用に係るリファイナンスに充当される体制となっていると評価した。



Part IV：レポートニング（原則：レポートニング）

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」では、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。

評価室は本ローンの金銭消費貸借契約書を確認し、環境改善効果に係るインパクト・レポートニングを含む適切なレポートニング体制が確保されていると評価した。

レポートニング項目	評価結果	レポートニング内容ほか
資金の充当状況	適合	・ 調達資金の充当状況（年1回）
環境改善効果にかかるインパクト・レポートニング	適合	・ 年間発電量実績（MWh）、CO2 排出削減効果（年1回）
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポートニング	適合	-
エージェントへの通知義務	-	・ 環境社会関連法規・許認可の遵守状況
定期報告	-	・ 環境社会関連法規・許認可の遵守状況

■ PartIVの結論

「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」において、資金実行後モニタリングの観点から求めているレポートニング項目について、いずれについても、適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。



■ 最終評価結果

サステナブルインパクト評価室は、グリーンローン原則や環境省ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」への準拠状況を確認した。

その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」に定める各項目に準拠していることを確認した。また、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性も認められると評価している。

以上

**【ご留意事項】**

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」（以下、「本フレームワーク」という。）に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価することを目的としています。評価項目には、対象案件の資金使途となるプロジェクトのグリーン性評価（環境改善効果等）や調達された資金の管理・運営体制等が含まれます。本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して本取引への参加を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、いちご株式会社（以下、「スポンサー」という。）又はスポンサーが組成する合同会社（以下、「借入人」という。）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報ほか、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行は環境改善効果をはじめとするその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断で新生グリーンファイナンス評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 弊行は、本取引以外の取引において借入人及びスポンサー等に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 本資料の著作権は株式会社新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について複製、転載又は配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室